

◎新潟県告示第647号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年5月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

佐渡市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 佐渡都市計画下水道事業

(2) 名称 佐渡市公共下水道（両津処理区）

3 事業施行期間

平成8年3月1日から令和6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成8年新潟県告示第548号、平成14年新潟県告示第698号、平成19年新潟県告示第709号、平成23年新潟県告示第455号及び平成29年新潟県告示第362号の事業地に新潟県佐渡市梅津字堂川原、字川原、字中セ川原、字サキノ及び字浜田を加え、梅津字袋尻を削る。また、湊字川方地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成8年新潟県告示第548号、平成14年新潟県告示第698号、平成19年新潟県告示第709号、平成23年新潟県告示第455号及び平成29年新潟県告示第362号の事業地に新潟県佐渡市梅津字中セ川原を加え、梅津字平沢を削る。